

衆議院本会議 6 / 14 (火)

少年法趣旨説明 (13:40 すぎ～)

南野法務相より趣旨説明

- ・少年非行は深刻
- ・今回のものは少年非行の現状に適切に対処する法案
 - 触法、虞犯の調査手続整備
 - 14歳未満の保護処分多様化
 - 保護観察中の少年の指導を一層効果的にする
 - 国選付添人制度の整備

左藤章議員(自民)の質疑

- ・世論調査からも国民の少年非行への不安は非常に高く、現状も厳しい。大臣の認識は？
- ・少年非行は事案解明が大切。触法・虞犯少年の事件は犯罪でないものに警察が入ることに対してはどうなのか？
- ・触法少年への少年院送致の理由は？
- ・遵守事項を守らせるのは威嚇であり不適当だという意見については？
- ・人材育成は国家の基本。そのために少年法制は大切と考える。

南野法務相の応答

少年非行は深刻と考える。

調査の性質に応じ、警察官は必要な限度で調査する。調査手続きの整備は少年非行手続きに対し不可欠。

14歳未満でも家裁が特に必要と認める場合には少年院送致も必要と考える。

少年に意欲を与えるものであり、威嚇ではないと考える。

松野信夫議員(民主)の質疑

- ・今改正案は厳罰化。00年の結果の検討もしていない。
- ・14歳未満の事件が増加したということはない。民主党は少年を被害者にも加害者にもしたくない。
- ・光高校の事件もあったが、再発防止などについてどう考えるか？
- ・総合的福祉的な対応が必要。どう考えるか？
- ・御手洗さんの提言をどう思うか？
- ・冤罪事件をどう考えるか？
- ・児童相談所、児童自立支援施設などをどう考えるのか？
- ・改正よりも、経済的などの基盤作りが必要なのではないか。少年を脅し、すかしたりしても解決はしない。

中山文科相の応答

重大な事件と認識している。いま詳細に調査中。文科省としては生徒指導の充実を発した。今後も一

層努めていく。

南野法務相の応答

少年非行の現状は深刻な状況にあると考えている。法律案はこの状況に対応するために立案。

少年非行の事案解明は大切。警察ができることは多い。必要な範囲で警察が関わることは、親子に対して必要なこと。保護者への責任追求のためではなく保護者支援。

警察の捜査は、児童相談所の調査を否定するものではない。

警察の捜査のあり方については、今回の改正案もふまえ、今後も慎重な配慮が必要であり、今後も検討が必要。

保護司の活動の、一層の充実をはかる。

村田防災相の応答

街頭補導活動の強化、地域ぐるみの活動を期待。規範意識の向上も必要。

警察の捜査には温情と理解を持って当たり、少年を傷つけないように。少年の特性に合わせて今後も活動する。

尾辻厚労相の応答

少年犯罪には少年の環境が大きい。そのため、児童相談所では幅広く対応してきている。児童自立支援施設の拡充は今後も行なう。児童自立支援ホームとの連携も考える。

少年事件の調査は、児童福祉の観点から児童相談所では必要な対応を行ってきた。今回の改正に否定されるものではないと考える。警察は非行事実の存否中心なので、児童相談所の調査とは手法・視点が違う。警察の調査を参考にして、適切な対応を今後もしていきたい。

複雑深刻化する子育て過程において、非行少年に対する福祉的アプローチは今後も大切。

散 会 (14:30)